

2020年10月22日
郵政ユニオン 交第19号

日本郵便株式会社
代表取締役社長兼執行役員社長
衣川 和秀 殿

郵政産業労働者ユニオン
中央執行委員長 日巻 直映

郵政労契法20条裁判・最高裁判決を受け、未払い分 の手当・休暇の賃金相当額の支払いを求める要求書

郵政産業労働者ユニオンに所属する組合員11人（東日本裁判3人・西日本裁判8人）が原告となった労働契約法20条裁判は、10月15日に最高裁判所第1小法廷（山口厚裁判長）で判決が言い渡されました。最高裁判決は、扶養手当、年末年始勤務手当、夏期冬期休暇、有給の病気休暇は不合理な格差であると認定しました。住居手当は、会社側上告を受理せず格差の違法性を確定させました。

最高裁判決で、労働契約法20条違反として不法行為が認定され11人の原告に支払いが命じられた損害賠償金額は、原告らと同様に日本郵便株式会社に働く時給制契約社員と月給制契約社員及び労働契約法18条により無期転換したアソシエイト社員、アソシエイト高齢再雇用社員に支払われるべきものです。また、請求期間中に在職し、すでに退職した社員も支給の対象となります。会社は、最高裁判決を誠実に履行しなければなりません。

郵政産業労働者ユニオンは、下記のとおり要求書を提出します。11月10日までに誠意ある回答を求めます。

記

- 1 住居手当は、正社員と同額を支給対象となる期間雇用社員及びアソシエイト社員、アソシエイト高齢再雇用社員に2014年4月分から支払うこと
- 2 年末年始勤務手当は、正社員と同額を期間雇用社員及びアソシエイト社員、アソシエイト高齢再雇用社員に2013年12月分から支払うこと
- 3 扶養手当については、未払い分を支給対象となる期間雇用社員及びアソシエイト社員、アソシエイト高齢再雇用社員に2013年4月分から支払うこと
- 4 年始の祝日に準じる日に出勤した祝日割増賃金を期間雇用社員及びアソシエイト社員、アソシエイト高齢再雇用社員に2014年1月分から支払うこと

- 5 病気休暇は、2013年4月以降の期間雇用社員及びアソシエイト社員、アソシエイト高齢再雇用社員の勤務実績を調査し、病気休暇と認められるものは有給による病気休暇とし、賃金相当額を支払うこと
- 6 夏期・冬期休暇（各3日間）の賃金相当額を期間雇用社員及びアソシエイト社員、アソシエイト高齢再雇用社員に2013年4月分から支払うこと
- 7 上記の要求の請求額は、請求期間中に在職し、すでに退職した期間雇用社員及びアソシエイト社員、アソシエイト高齢再雇用社員にも支払うこと

以上